

令和6年8月

お客様各位

三条信用金庫

定期性預金規定の改正について

平素より三条信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期性預金規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改正する規定

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金規定「M型」(スーパー定期)
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定「M型」(スーパー定期)
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 定期積金(スーパー積金)規定

2. 改正日

令和6年9月17日

3. 改正内容

期日指定定期預金規定	
新	旧
2. (利息) (3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支	2. (利息) (3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支

払います。 <u>(削除)</u>	払います。 <u>ただし、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>
-------------------	--

自動継続期日指定定期預金規定

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(5) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。<u>(削除)</u></p>	<p>3. (利息)</p> <p>(5) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。<u>ただし、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u></p>

自由金利型定期預金規定(M型)(スーパー定期)

新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算しこの預</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算しこの預</p>

<p>金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。<u>(削除)</u></p>	<p>金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。<u>また、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u></p>
--	--

自動継続自由金利型定期預金規定(M型)(スーパー定期)	
新	旧
<p>2. (利息)</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。<u>(削除)</u></p>	<p>2. (利息)</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。<u>また、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u></p>

変動金利定期預金規定

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から満期日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。<u>(削除)</u></p>	<p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から満期日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。<u>ただし、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u></p>

自動継続変動金利定期預金規定

新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。<u>(削除)</u></p>	<p>3. (利息)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。<u>ただし、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u></p>

積立定期預金規定	
新	旧
<p>7. (利息)</p> <p>(4) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。 <u>(削除)</u></p>	<p>7. (利息)</p> <p>(4) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p><u>ただし、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u></p>

定期積金（スーパー積金）規定	
新	旧
<p>6. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記の①、②の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。</p>	<p>6. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記の①、②の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。</p>

<p>A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利率</p> <p>B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回×60%(小数点第3位以下は切捨て。<u>削除</u>)</p>	<p>A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利率</p> <p>B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回×60%(小数点第3位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>)</p>
---	--

以上